

【未受診者クーポン券】

区分	生年月日	交付対象者
子宮頸がん	昭和48年4月2日～ 同52年4月1日	左記の生年月日に該当し、平成21～24年度に宗像市からクーポン券を交付されたが、使用していない人
	昭和53年4月2日～ 同57年4月1日	
	昭和58年4月2日～ 同62年4月1日	
	昭和63年4月2日～ 平成4年4月1日	
乳がん	昭和28年4月2日～ 同32年4月1日	左記の生年月日に該当する人 (平成25年度とは対象者の範囲が異なります)
	昭和33年4月2日～ 同37年4月1日	
	昭和38年4月2日～ 同42年4月1日	
	昭和43年4月2日～ 同47年4月1日	

【平成26年度クーポン券】

区分	生年月日	交付対象者
大腸がん(男女)	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日	左記の生年月日に該当する人 (平成25年度とは対象者の範囲が異なります)
	昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日	
	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	
	昭和43年4月2日～ 昭和44年4月1日	
	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日	
子宮頸がん	平成5年4月2日～ 平成6年4月1日	
乳がん	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日	

*いずれのクーポン券も「基準日(平成26年4月20日)の宗像市民」に交付します。転入者で交付対象者となる可能性がある場合は問い合わせを

がん検診を受けましょう

子宮頸がん 平成21～24年度の
乳がん 「無料クーポン券」を
使用しなかった人に再交付

平成21年度から始まった「がん検診無料クーポン券」。性別、生年月日などで交付する例年のクーポン券(大腸がん、子宮頸がん、乳がん)に加え、本年度は特別に、同21～24年度にクーポン券(子宮頸がん、乳がん)を使用しなかった人へ「未受診者クーポン券」を交付します。対象者へは6月中旬に、受診方法などの案内と一緒にクーポン券を郵送します。

現在、日本人の約2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。がんによる死亡を防ぐには、検診での早期発見、早期治療が効果的です。クーポン券で、がん検診を受診してください。

住民健診 日程追加

住民健診の日程を追加しました。申込方法など、詳細は問い合わせを。

- 健診会場 宗像医師会病院・健診センター(田熊)
- 追加日程 10月27日、平成27年1月19日、同26日、2月16日、同23日、3月16日、同23日、同30日(いずれも月曜日)

■問い合わせ先 健康づくり課 ☎(36)1187

日本脳炎の予防接種を受けましょう



日本脳炎の予防接種は、予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17～21年度の期間は積極的な勧奨を実施していませんでした。現在は、新しいワクチンが開発されて、接種が再開されています。

●平成7年4月2日～同19年4月1日に生まれた人で、日本脳炎の予防接種(4回)が終わっていない人は、特例措置の対象者として20歳の誕生日前日まで無料で接種を受けられます。

●平成19年4月2日～同21年10月1日に生まれた人で、第1期(3回)の接種を終了せずに第1期の期間(生後6～90カ月)を過ぎてしまった人は、特例措置の対象者として、第1期の未接種分を第2期の期間(9～13歳未満)に接種することができます。

●第1期(生後6～90カ月(7歳半)の間に3回接種)の間、標準的な接種開始時期は3歳

接種スケジュールと間隔の考え方

不活性ワクチン

不活化ワクチン接種後、他の予防接種を受けるには、接種日の翌日から数えて、6日(1週間以上)空ける。
*例えば、月曜日に接種すると、次の月曜日に別のワクチンの接種が可能

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

生ワクチン

生ワクチン接種後、他のワクチンを受けるには、接種日の翌日から数えて、27日(4週間以上)空ける。
*例えば、月曜日に接種すると、4週間後の月曜日に別のワクチンの接種が可能

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

福祉タクシー 利用券を交付

●交付日時 月々金曜日の午前8時30分～午後5時
*土・日曜日、祝日を除く
●交付場所 福祉課障害者福祉係(北館1階・15番窓口)、大島行政センター
●内容 小型タクシーの基料金を助成
●対象 身体障害者手帳の交付を▽窓口に来る人の印鑑

受けている人で、次の①～③いずれかに該当する人(児童を含む)

- ① 視覚障がい1、2級
- ② 肢体不自由1、2級
- ③ 内部障がい1、2級

▽療育手帳の交付を受けている、障がいの程度がAの人

▽精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、等級が1級の人

*施設に入所中、病院入院中の人は対象外

●持参品 身体障害者手帳、療育手帳か精神障害者保健福祉手帳

●利用方法 乗車時に、各手帳をタクシー乗務員に提示後、利用券を渡す

●利用できるタクシー会社 市と協定を締結している会社

■問い合わせ先 福祉課障害者福祉係

▽大島行政センター

☎(36)3135
FAX(36)5856

☎(72)2211
FAX(72)2821

自営業やフリーで働く方、その家族の皆さま! 「節税」なら「国民年金基金」です。



国民年金にゆとりをプラス。税制面でも優遇されている公的な個人年金です。まずはお電話ください。

① 年金を納めている時は、掛金の全額が社会保険料控除となり所得税や住民税が軽減!

例:課税所得380万円 ※所得税20.42%、住民税10%

国民年金基金の掛金の合計が年間30万円の場合 → 掛金は実質 約21万円 (所得税・住民税 約9万円 軽減!)

② 年金を受け取る時も、国民年金等の公的年金と併せて公的年金等控除の対象になります。
③ 万が一の時も、遺族の方が受け取る遺族一時金は全額非課税扱いになります。

福岡県国民年金基金 0120・65・4192